

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。この法律に基づき、昭和54年8月7日、「東海地震（震源地：駿河湾，マグニチュード：8程度）」が発生した場合、木造建築物等に著しい被害が生ずる恐れのある震度6弱以上の地震動を受けると推定される市町村等の区域（静岡，神奈川，山梨，長野，岐阜，愛知の6県170市町村）が「地震防災対策強化地域」として指定された。

さらに、平成14年4月に「地震防災対策強化地域」が見直され、従来の6県167市町村から8都県，263市町村（東京都，神奈川県，山梨県，長野県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県）に大幅に拡大された。

一方、本県の地域は、東海地震が発生した場合、概ね県南部で震度5弱，その他の地域は震度4以下と予想されていることから「地震防災対策強化地域」として指定されなかったため、県は大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の作成及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、近年における都市部や開発地域への人口，産業の集中，建築物の高層化，交通のふくそう，石油類等危険物の集積等の状況からみて、震度5弱程度であっても地盤や建物等の性状によっては、ある程度の被害の発生が予想されるとともに、警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生も懸念される。

このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的とし、笠間市地域防災計画（震災対策計画編）の付編として「東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画」を作成した。

第2節 計画作成の基本方針

1 基本的な考え方

(1) 警戒宣言発令時においても社会生活機能は、極力平常どおり維持することとし、警戒宣言発令から東海地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発令されるまでの間に講ずべき次の対応措置を定めるものとする。

ア 警戒宣言の発令，東海地震予知情報の発表に伴う社会的混乱防止のための措置を講じるものとする。

イ 地震による被害の未然防止または軽減を図るための事前措置を講じるものとする。

なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言発令までの間においても、社会的混乱防止のための必要な措置を講じるものとする。

- (2) 警戒宣言発令及び翌日以降の対応措置については、特に区別しないことを原則とするが、学校、鉄道、バス等区別を要するものについては、別途の措置を講じるものとする。
- (3) 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があるとされていることから対策の優先度を配慮するものとする。
- (4) 地震発生後の災害応急対策は、笠間市地域防災計画（震災対策計画編）により対処するものとする。

2 前提条件

(1) 予想震度

東海地震が発生した場合、本市は震度4以下の程度とする。ただし、長周期地震波の影響については、現在不明である。